

被保険者証を正しく使いましょう

住民課 内線325～327

○長寿（後期高齢者）医療制度（75歳以上の方など）

75歳以上の方は、原則として長寿（後期高齢者）医療制度へ加入します。ご自分での手続きは必要なく、75歳になる誕生日前までに、神奈川県後期高齢者医療広域連合から被保険者証（はがきサイズで水色）が送付されます。

医療機関で診療などを受ける際は、この被保険者証のみをお持ちください。

○国民健康保険の被保険者証（74歳までの方）

日本の医療制度は、「国民皆保険」という考え方のもと、お勤め先などで加入する社会保険や国民健康保険への加入が法律で義務付けられています。

今は健康であっても、いざという時に備えて必ず被保険者証の交付を受け、医療機関での診療などの際は、有効期限内の被保険者証（さくら色）をお持ちください。

なお、社会保険などを脱退した場合は、自分で国民健康保険への加入手続きをする必要があります。忘れずに役場住民課へお越しください。

また、保険料の納付が困難な場合でも、計画的な分納をすることで、短期被保険者証の交付を受けることができますのでご相談ください。

国民年金の『任意加入制度』で年金額を増やしませんか

小田原年金事務所 ☎22-1391
住民課 内線326

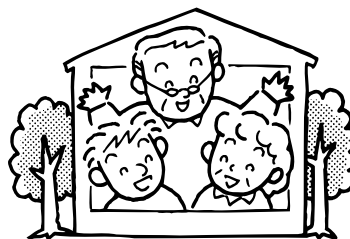
国民年金から老齢基礎年金を受け取るためには、原則として、20歳から60歳までの40年間で、25年以上加入し、保険料を納付していることが必要です。

しかし、年金加入期間が短く、年金を受けるための受給資格期間（25年）を満たしていない方や、保険料の未納期間があるために、満額の年金を受け取ることができない方は、60歳から65歳になるまでの間に、国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。

※老齢基礎年金を受給している方や、厚生年金、共済組合に加入している方は任意加入できません。

※65歳まで任意加入しても受給資格期間を満たせず、70歳になるまでの間で受給権が確保できる場合は、加入期間を延長できます。（特例任意加入制度）

※海外に居住した場合（日本国内に住民登録がない場合）、希望により任意加入をすることができます。



町民交通傷害保険

3月1日（月）から受け付け開始!!

住民課 内線322

～家族ぐるみで交通事故に備えましょう～

【加入対象】町内に在住、在勤または在学の方

【保険期間】平成22年4月1日～平成23年3月31日

【保険料】1口480円（一人2口まで）

【申込み】

住民課窓口、駅前観光案内所または右記の出張受付会場に備え付けの加入依頼書を記入し、保険料を添えてお申し込みください。

※駅前観光案内所でお申し込みの方は、被保険者カードがお手元に届くのに1週間程度かかります。

※生活保護世帯や、3級以上の障害者手帳をお持ちの方は、保険料の一部を町が助成しますので、生活保護受給者証または障害者手帳をお持ちください。

※下記の日程で出張受け付けをしますのでご利用ください。

日程	時間	会場
3月18日(木)	10:30～11:30	宮下会館
	13:30～14:30	城堀会館
3月19日(金)	10:30～11:30	鍛冶屋会館
	13:30～14:30	文化福社会館
	15:00～16:00	福浦会館
3月23日(火)	10:30～11:30	宮上会館
	13:30～14:30	観光会館
3月24日(水)	10:30～11:30	門川会館
	13:30～14:30	中央区民会館
	15:00～16:00	川堀会館

町民交通傷害保険
国民年金
被保険者証